

66. 南アフリカ (Z A)

国名	国別 整理 番号	名 称	使用言語	発行状況	所 蔵 範 囲			整理区分
					発行年次	番 号	主な欠号	
66 南 ア フ リ カ (Z A)	1	Patent Journal 工業所有権公報	英 語 アフリカ ーンス語	月 刊	1958 ~			発行日順

概 要	備 考
<p>1. 一般事項</p> <p>2. 特許関係</p> <p>(1) 特許出願番号順目次 (書誌的事項) 記号の説明 「 」は仮明細書による出題</p> <p>(2) 権利移転</p> <p>(3) 実施権</p> <p>(4) 存続期間の延長(旧法適用)</p> <p>(5) 各種処分 放棄、回復</p> <p>(6) 補 正</p> <p>(7) 特許出願抄録 (書誌的事項、主要図面)</p> <p>3. 意匠関係 意匠登録リスト (登録番号 権利者名、出願日、優先日、分類、物品名)</p> <p>4. 商標関係</p> <p>(1) 更新商標 登録番号順存続期間の満了リスト (登録番号、存続期間の満了日、分類、公告日、権利者)</p> <p>(2) 登録料未納による権利消滅リスト</p> <p>(3) 権利移転リスト</p> <p>(4) 各期間(登録日)別登録一覧リスト</p> <p>(5) 各期間別に補正された部品の一覧リスト</p> <p>(6) 期間別各種処分一覧リスト 取下げ 放 棄 拒 絶 取消し</p> <p>(7) 使用権 使用権者一覧リスト (登録番号、権利者、使用者) 取消された使用権者一覧リスト 表示変更 なお、権利者名についてイタリック体で記載され使用権者と区別されている。</p> <p>(8) 営業権移転一覧リスト</p> <p>(9) 表示変更一覧リスト</p> <p>(10) 分類別商標見本 (書誌的事項)</p> <p>(11) A部及びB部商標の識別記号として登録番号にB部商標には「B」が付され、A部商標には記号が付されていない。</p> <p>5. 著作権関係 (印刷物の意匠として出願し得る芸術的作品)</p>	<p>1. 特 許</p> <p>(1) 種 類 発明特許 追加特許</p> <p>(2) 存続期間 (1) - ...出願の日から20年(延長制度なし) (1) - ...主特許の存続期間</p> <p>(3) 仮明細書制度あり(12ヶ月以内に完全明細書)</p> <p>(4) 実施義務 出願日から4年または特許証調印から3年以内</p> <p>2. 意 匠</p> <p>(1) 無審査主義</p> <p>(2) 存続期間 出願日から5年。但し、5年毎に2回で最長15年まで延長可能</p> <p>3. 商 標</p> <p>(1) 種 類 A部商標 - 識別性を有する標章及びそれを含むもの B部商標 - 商品若しくはサービスの使用によってA部登録可能となるもの 証明標 防護商標 連合 " 容器 " 色彩 "</p> <p>(2) 存続期間 出願日から10年(1964年以前に効力を生じたものは14年)。但し、10年毎に更新できる。</p> <p>(3) 公告・異議申立(公告日から2ヶ月以内)制度あり。</p> <p>(4) 5年継続不使用の場合は、取消することができる。</p> <p>(5) 国際商品分類(1~34分類)及びサービスマーク(35~42分類)を使用</p>